

[翻 訳]

ゴールド・ウォー
金 戦 争 (その 3)

——世界通貨危機の解明——

ゴードン・L. ウィル
イアン・デイビットソン(共著)
齋藤祥男(監訳)

〈目 次〉 まえがき

第1章 ゲームのルール(規則)

第2章 ドルの凋落 (以上、本誌第1巻第2号に収録)

第3章 ドルの防衛 (以上、本誌第2巻第1号に収録)

第4章～第7章 (次号以降に掲載)

第8章 ペーパー・ゴールドを巡る攻防

1 バリ、ワシントン、そして新“通貨”

2 10カ国の行動開始——しかしゆっくりと

3 宣誓委員会

4 フランスの反撃

5 ヨーロッパ同盟

6 信用、通貨、それとも援助?

7 どのように、そしてどれだけを?

8 運用される“ペーパー・ゴールド”

〔解説〕 特別引出し権 (以上、本号に収録)

〔注〕 別個の研究資料を調整する都合上、第8章を先に訳出して本号に掲載
することにした。第4章～第7章は、次号以降に逐次継続して掲載する。

第8章 ペーパー・ゴールドを巡る攻防

1968年はかつて見なかった国際通貨危機の続いた年ではあったが、一方において、ブレトン・ウッズ以来初めて通貨制度に重要な改革がなされた年でもあった。それは特別引出し権、あるいは一般に“ペーパー・ゴールド”と呼ばれるまったく新しい形の国際通貨を創設する合意に達したことである。この新しい通貨は、金やドル、およびその他の形態の外国為替と並んで公的準備の地位を与えられることになった。

同じ1968年に合意された金プールの停止や、スターリング残高の保証などとは異なり、特別引出し権の提案は、危機を回避するためにとられる緊急消防対策ではなかった。それは5年以上にわたる精力的な、しかも時には厳しい交渉の頂点をなすものであって、国際通貨制度のより合理的な組織への大きな前進を示したものであった。歴史上において初めて、世界は慎重にして意識的な決定という過程を通じて、準備資産を増加させることができたし、偶然に支配される金生産高や、功罪相^{ともな}伴う米国の国際収支赤字によってだけ、国際流動性の増強ができるのではないということを証明したのである。

ほかの主要な国際政治問題ではほとんどいつでもそうであったように、“ペーパー・ゴールド”案についての交渉は、フランスと米国の激しい対立を巡って行われることとなった。米国側は、ドルの熱をさますための変革を何としても確保する決意を固めていたが、フランス側も同様に、米国の立場を楽にすることを必死に妨害しようとしていた。

まず、ヨーロッパにおけるフランスの同盟国は、同じように、主として保守的な中央銀行の伝統から来る理由から、ワシントンの思惑にはまることを欲していなかった。彼らは通貨制度についてのいかなる基本的変革に対しても不信感を持っていたし、ワシントンの提案する改革案は実際には事態を悪化させることを恐れていた。しかし時がたつにつれて、ヨーロッパ大陸国の大部分は新しい準備資産創設の何らかの道が発見されなければならないとの考えに同調していた。警戒とちゅうちょが彼らの合い言葉ではあったが、とにかく将来のた

フランスの案を作ることに同意したのである。

ところがフランスだけは、国際通貨全体の健全さという客観的目標にはまったく関心を払わなかった。1960年代の大半を通じて、彼らの唯一の目標は米国人をやっつけることであつた。共同市場のパートナー達が次々とワシントンの考え方に傾いて行くのを見て、フランスは国際通貨問題に関して、本当のヨーロッパ政策が成立しようという希望を掲げて彼らを引き戻そうとした結果、一時期この策は効を奏した。しかしヨーロッパの同盟は砂上の楼閣に過ぎなかった。フランスは単に米国を打ち負かす手段としてのみ、このことに関心を寄せていただけに過ぎない。そこでほかの5カ国は選択を迫られたときに、“ペーパー・ゴールド”の創設についてワシントンの側につくことを選んで、フランスは結局孤独な戦いを進めざるを得なかった。フランスは自ら経済的苦境に陥ったときに初めて、“ペーパー・ゴールド”案の利点を学ぶことになるのである。

1960年代の初めから、米国は世界における準備資産が不足する危険があること、そして何らかの新しい形の準備資産が創設される必要があることを主張していた。フランスはなにがしかの理由から米国政府が世界全体の準備資産よりも、米国自身の準備資産を憂慮していると睨んで、米国の主張に対して強硬に反対したのである。米国の国際収支赤字によって、米国自身の準備資産は減少し続ける一方では、ヨーロッパの債権国はだんだんと、これ以上ドルを受け取るのを嫌うようになっていた。したがってフランスは、米国の新しい形の準備資産に対する要求は、単に米国政府がヨーロッパの意向を無視して赤字を続ける方便を求めているだけだと考えた。フランスは、問題は米国の主張とはまったく逆であると主張した。つまり、国際流動性が少ない所が多すぎるのが原因だと反論した。国際通貨制度は米国の国際収支赤字を通じて余剰ドルで溢れており、制度にとって必要なたった一つの改革は、米国の赤字を解消することであると主張した。すでに私たちが見た通り、1965年にドゴール将軍は論理的決着へとこの議論を押し進めた。すなわち、将来国際通貨制度は金だけを基準とすることを要求するのである。

1 パリ，ワシントン，そして新“通貨”

世界の準備資産の必要額を測定するにあたって，合意された客観的な基準が存在しないために，両国間の議論は5年間にわたって継続することができた。容認されたルールというものがないために，各国がその国益に合致した議論だけを提起するようになるのを避けることができなかった。フランスを含め，ヨーロッパの債権国たちはだんだんと準備資産を蓄積してきていたので，必ずしも流動性の不足は感じていなかった。これに対して米国は準備資産が減少し，外国へのドル債務が増加していたし，英国に至っては一層苦境にあった。

しかしフランスの議論はまったくすき間が無かったわけではない。米国側がまず国益に動機づけられていたのは事実かも知れないが，長年にわたって世界の準備資産の全体的規模は，国際取引の全体量よりも遙かに遅いペースで増大していたということも事実である。実例を引くと，戦後国際貿易は世界の準備資産よりも2倍も早い速度で成長していた。これ自体は国際流動性不足の存在ということ，すなわち準備資産が不足しているということを証明することにはならない。というのは，一定の貿易量を金融するためにどれだけの流動性が必要であるかということを知る手段はないのだからである。しかし，もし貿易が世界の準備資産よりももっと急速に増加したならば，遅かれ早かれ世界には流動性が不足する時がやって来るであろう。

すでに見て来たように，国は準備資産を一種の緊急食料として，つまりその国の国際収支が赤字になった時とか，その通貨が外国為替市場の信頼を失った時などの，逆境に遭遇したときに備えて必要とするのである。もしすべての国が自国の国際収支において完全かつ恒久的な平衡を維持することができるならば，準備資産の理論的な所要額はまことに僅かであろう。しかし実際には例外的な国を除いて，このような均衡を長く維持することはできないし，来年，あるいは再来年には，国際収支が赤字にならないと誰も請け合えないのである。だから各国はみんな，その経常的必要額を遙かに上廻る準備資産を維持しようとするのであって，もし貿易量が急速に増加するならば，準備資産も同じペースで増加させるように努力するのである。

それだから、フランスも米国も異なる立場からではあったけれども、お互いに強い論拠を持っていた。フランスはその貿易量の増加以上の速さで準備資産を蓄積していたから楽な立場であり、米国と英国は貿易が増えているにもかかわらず準備資産が減少するという不利な情勢にあった。最終的には米国側が勝ちを占めた。それは単に世界の準備資産が増加するテンポが、世界貿易の増加速度よりも遙かに遅かったためばかりではなく、いよいよ対決となったとき、ほかのヨーロッパの国ぐにがパリに背を向けて、ワシントンに組する途を選んだためである。理路整然たる議論よりも、政治的圧力が交渉を結論に導いたのであった。

フランスと米国は世界が必要とする準備資産の額についてだけ争ったのではない。準備資産の種類についても対立したのである。現行制度下の規則によれば、基本的には3種の異なった流動性が存在していた。第1に金であって、これは何びとに対する負債でもないという意味において、“完全所有”の準備資産であった。第2にドルがあり、これは米国の債務にほかならないけれども、ある限度までは米国に管理されている。そして第3はIMFに対する引出し権であって、一定年数以内に返済されなければならないし、また基金によって課せられるいろいろな条件に従わなければならない場合がある。

予想されたように、米国は新しく人工的に創設される資産は完全所有の形であること、つまり無条件で返済義務を伴わないものにするを主張した。しかしこれまた予想されたように、フランスは米国に対立して、新しい形の準備資産ができるだけ米国に有利にならないように努力した。最初、フランスはジスカー・デスタンの“クル”という一つの仕組みを提案した。これは金価格の引上げと同等のものであるが、これが拒否されると次にIMFの引出し権に似た信用供与型の資産を要求した。これは返済されなければならない型のもので、条件と制約を伴うものであった。交渉の結果、最終的には両者間の妥協的産物ともいべきものが生まれることになった。新準備資産の名称である特別引出し権というのは、フランス側の希望に呼応しているけれども、“ペーパー・ゴールド”案の中味は米国側見解を強く匂わせている。

2 10カ国の行動開始——しかしゆっくりと

1961年から1962年にかけての一般借入れ取り決めの成立は、追加流動性の創設を半歩前進させたものであった。それはIMFが通常の割当を通じて受領する金額を超えて、10カ国グループが60億ドルの貸付け資金をIMFに提供する保証を行ったものである。しかしこれは明らかに流動性不足の問題に対する恒久的な解決ではなく、米国は絶えずそのドル債務が金に兌換されないようにするために、新機軸を打ち出さなければならなかったもので、いつそう急進的な対応策を求めていた。しかし10カ国グループの結成ということは、富裕な国々にをすべて含んでいるうえに、——少なくとも理論的には——前進するためには十分に小粒であったので、交渉のための理想的な場を提供することになったのである。

フランスと、ヨーロッパのほかの債権国たちもフランスほど強硬ではないにしても、世界の準備資産が基本的に不足する危険があるということはまだ認めようとはしなかった。したがって、中心となるべき交渉を開始する前に、問題の性質について何らかの合意に達しておくことが必要であった。米国の国際収支赤字や、(度合こそ少ないが)英国の国際収支赤字が世界の通貨危機の根源であるのか、あるいは流動性の潜在的な不足が存在しているのか？ 成立後の3年間にわたって10カ国グループは、次から次へとこの問題に解答を与えるべく研究グループを発足させはしたけれど、はかばかしい進展は何らなし得なかった。1963年に“作業部会”は、“国際通貨制度機能の展望”について検討する役目を与えられたけれど、1年間で審議した結果、新規に流動性が創設されなければならない日がいつかは来るかも知れない、という程度の報告ができただけだったのである。そこで10カ国グループは、もう一つの部会をイタリア銀行のリナルド・オソラの下に組織して、人工流動性創設のさまざまな異なった方法を検討させた。しかしこの部会も1年間で討議に費やしたすえ、単に幾つかの代案を列挙しただけに留まり、いずれの方法が望ましいかの同意にさえ達しなかった。それでも米国の立場からすれば進歩であったが、いかにも遅い進歩であった。これらの部会においてフランス側は強硬に抵抗し、部会の審議というもの

は純然たる理論上のものであると主張した。そして部会での結論はいずれも実行を確約したものではないと言い張ったのである。

1965年に、ドイツ連邦銀行のオトマー・エミンガーの下にもう一つの部会が設けられたときに初めて、とにもかくにもやっと合意の兆しが現れ始めた。しかし創設されるべき準備資産の形についての合意はまだまだ先のことであったし、フランスはエミンガー報告書の起草に加わることを拒否した。しかし1966年の夏までに、フランスを除く10カ国のメンバーにあっては、すくなくとも新規流動性の創設について、対応案作成にとりかかる気運が熟してきたと見る空気ができ上がっていた。

なぜフランスの仲間たちは気が変わって、米国側の見解に歩み寄ったのであろうか？ それは一部の者にとっては心理的な理由があったからである。1964年にイタリアが突然国際収支の困難に陥ったとき、米国が素早く多額の財政援助を与えたのに対して、共同市場の各国は、イタリアがその経済運営に失敗したことを厳しく叱責した以外に、ほとんど援助の手を差し伸べようとはしなかった。イタリアは長い間にわたってIMFの最も想像力に富んだ建設的なメンバーであった。この一件でイタリアは、米国に対して感謝に似た気持ちを持つ事情におかれることになったのであって、イタリアが米国の人為的な流動性創設要求に対して採ってきたこれまでの強硬な態度を捨て去る、ヨーロッパ大陸での最初の国になったということは驚くにあたらない。1968年から1969年にかけてフランスが国際収支の苦境に立つ番が廻って来たときに、彼らも準備資産の配分に興味を示し始めるようになった。しかし、それは“ペーパー・ゴールド”案がすでに10カ国グループのほかの国々によって合意された後のことである。

さらに重要な要素としては、ヨーロッパがしきりに米国に対して説いていた道徳が、ヨーロッパにとっては気休めにこそなれ、何ら実際の効果を生み出していないということが一般的な認識になっていた。米国の赤字が続いている限りにおいては、ヨーロッパの黒字国は不快なジレンマに直面していた。すなわち、ドルを蓄積し続けるか、これらのドルを金に兌換するかの選択をしないわけには行かなくなったのである。1966年には全体の金準備は減少し始め、米

国の赤字だけが世界の準備資産増加に実質的な寄与をしている形になった。ドルの受領を拒絶することは、世界の貿易量が引き続き増加しているにもかかわらず、世界の通貨供給量の増加を拒否することであって、ドルを金に兌換するということは、世界の準備資産の純減少を招くことになるであろう。ある一時点において、世界が正確にどれだけの通貨量を必要としているかについては意見が分かれるかも知れないが、準備資産全体の減少は遅かれ早かれ流動性不足を招くことはほとんど間違いなかった。ドルの弱さそのものが米国にとって新たな交渉の武器を与えることになったわけであって、1966年に交渉が転機を迎えて遂に特別引出し権案へと進んだのは、主としてこのような理由によるのである。

3 宣誓委員会

とはいうものの、ヨーロッパの各国は全面的に説法にだけ頼っていたわけではない。米国がその赤字を克服するようにいっそう圧力をかけるため、1961年頃からすでに、赤字国にどのようにして赤字状態を克服するかを説明させるような、一種の宣誓委員会ともいべき新しい恒久的な機関をパリに設置することを主張していた。この機関は、経済協力開発機構と呼ばれるもので、21カ国からなる政府間組織の特別作業部会であり、10カ国グループとほとんど同じメンバーからなっており、しかもしばしば同一の代表が両機関の会合に出席していたのである。“作業部会 No. 3”と呼ばれるこの機関は、1964年にヨーロッパ各国によって前面に押し出されることになった。10カ国グループ内で、新しい流動性創設の可能な方法について検討するということに同意するかわりに、作業部会が赤字あるいは黒字を回避するために解決しなければならない問題を検討すべきだと、これらの各国は要求したのである。ところが意義深いことには、各国の国際収支調整に関するレポートの作成は、同時平行的に行われた流動性創設に関するレポートの作成よりも2倍もの時間を要したうえに、その結論は控え目にみても決定的ではなかったということである。

問題は、もちろんすべての国が同時に黒字を計上することは不可能なことだった。ある国ぐにが黒字であればほかの国ぐには必然的に赤字になる。

統計上では黒字額は赤字額に見合うことになる。ヨーロッパの各国は、黒字は徳のしるしであり、赤字は墮落の証しであるとの考えを全面的には捨てなかった。事実、ドイツの政治家は今日までこのマニ教的な国際経済学説を標榜していた。しかしながら OECD 作業部会の報告書においては、国際収支の不均衡を克服する責任の一部は、黒字国にもあることを認めないわけには行かなかった。

しかしほかの点においては、作業部会の長びいた理論的な模索は、英国および米国の赤字解決には何らの実質的な意義のある寄与をしなかったし、その後も依然として続くドイツの黒字の蓄積は、責任分担に対する道義的な譲歩さえ空手形に過ぎなかったことを示していた。ドイツはその余剰ドルを国内経済の急成長と、インフレとによって解消する対策をとる意思などはなく、またドルを金に兌換する権利をも放棄した。そして彼らは、ドルを際限なく受け取るという気もなかったので、別な形の流動性を(いつかは)創設しなければならないという議論を、受け入れざるを得ない立場になりつつあったのである。

ドイツと同様に、ほかのヨーロッパの各国もすべて、“多国間監視”として知られるようになった手段によって、道義的な満足感を獲得することに固執した。これは赤字国に宣誓をさせて、数週間ごとに自分の国の状態を報告させることを意味したのである。しかし同時に、彼らは現実の前に効果的な譲歩を行った。黒字国が債務国に対して収支の逆転を強制することは、赤字国が債権国に黒字を生じないようにさせるのと同じように困難だったのである。米国が黒字になるとならないと関係なく、ドルや金を補うような、(そしていづれはドルや金にとって代わるような)新しい形の国際流動性を求めることは必然的であった。

1966年に提出された新しい流動性創設の対応案は、やや異なった性質の転機を画するもののように思えた。もっともこの場合、表面的に正しいと思われたことは、後になって誤りであったことが判るのである。1960年代の初めにこの議論が開始された当時は、すくなくとも予見できる将来においては、国際通貨制度は単に追加の借款供与の仕組みだけを必要とするものであるというのが、ヨーロッパの各国の見解であり、したがって多数説であった。英国がIMFから多額の借款を引出したために、基金においてはヨーロッパ大陸の通貨が極度に不足してしまい、10ヵ国グループが一般借入れの取り決めに締結したのは、こ

これらの通貨の追加供与を可能にするためであった。1964年には、GABはこの問題の解決には不十分であるということが明らかであった。しかしヨーロッパの各国が、米国の赤字は遠からず解消するという米国側の主張を真剣に受け取る限りにおいては、基金が保有しているヨーロッパ通貨の不足や、それぞれの準備資産の中に占めるドルの膨張は、一時的なものであるとの信頼を持ったとしても無理はないであろう。そこで10ヵ国グループとしては1964年に、新規国際流動性の必要分は、すくなくとも最初は借款供与枠の拡大で賄うことができると結論したのである。つまり、より長期的観点においては“何らかの新しい形の準備資産を必要とするかも知れない”と、彼らは考えたに過ぎなかった。

2年後に彼らの考えは、(IMF融資のような)借款から、金のような完全所有の準備資産へと変わったが、これは世界の公的準備が減少したのが主な原因である。というのは、ドルが貿易金融においてほとんど全世界的に受け入れられていて、米国の債券に投資されるならば利子を生むという利点がある間は、金への兌換は起こらず、金に兌換されることによつてのみ償還される米国の債務という姿になるのは最後の手段である。米国の金準備が米国のドル債務を十分に上廻っている限りにおいては、ヨーロッパの各国はドルを保有することに何の懸念も持たなかった。しかし米国のドル債務がその金保有量を超えた時に、ヨーロッパの各国はドルの信頼性について考え直さねばならなくなったのである。

金はドルとは対照的に、ある一国が別の国に対する債務とはならないたった一つの準備資産であった。そして貨幣としての金が公的準備から私的投機業者の手中に流入するのを見て、ヨーロッパの各国は、どんな新規の流動性も金と同様にまったく無条件の準備資産でなければならないと確信したのである。そこで彼らは1966年の10ヵ国グループの報告書において、新しい国際的取り決めの運営および“新規に創出される準備資産の金融的保証”について、“特別の責任”を負う“限定された国家群による新しい準備資産単位の創設を、対応案の一部とすることに対して我われの多数は賛成する”と結論したのである。これは米国および英国にとっては大きな前進であった。もっともこの勝利をもたらした主要な原因は、米国の赤字とドルへの不信であったことは皮肉である。一方フランスはと言えば、なおも全面的に反対し続けていた。

4 フランスの反撃

このように1966年までにヨーロッパの各国は、新しい形の流動性を直ちに創出する必要はないが、その案を検討し始めることは望ましいという見解を持つに至っていた。ところがフランスだけは違っていた。国際通貨情勢についてのフランスの政策は決して明白なものではなかったし、表面的にも極めて一貫性を欠いていた。まったく異なった三つの案が時を違えて、またある時は交互に、フランス政府によって提出された。これらの案に共通した唯一の点は、米国の行動を容易にするような新しい取り決めの成立を一切妨害するという欲望であった。

パリ側がもっとも頻繁に行った提案は、国際通貨制度を“改革”すべきであるというものであった。これは1960年代の初めにフランスがよく唱えたテーマであるが、1968年に10ヵ国グループが“ペーパー・ゴールド”案を多数を以って押し進めようとする時になっても、まだ繰り返して続いていた。“改革”が何であるかについては決して明確にされなかったにもかかわらず、その長期的な政治目的は疑う余地がなかった。準備通貨供給源としての米国の特権的地位を剝奪し、ワシントンにドル紙幣の印刷能力がある限り、米国の企業がこれを資金源として、ヨーロッパ産業を手に入れるのを不可能にしようというのであった。

第2の提案は、1964年のIMF年次総会においてジスカール・デスタンによって行われたが、これはよりいっそう明瞭であり、しかも微妙であり、かつ(すくなくとも表面的には)よりいっそう建設的であった。フランスが提唱したのは複合準備単位であって、“クル”と名付けられる新しいペーパー準備資産の創設であった。それは、限定された先進工業国の間でその収支の黒字または赤字を決済するために配分され、使用されるというものであった。すでに見て来たように、この提案の最も重要な点は、この単位はまず参加国に対して各国の金保有量に比例して配分され、参加国間の収支決済は、金および“クル”の等しい組み合わせで行われるという点であった。

国際的な立場から見ると、“クル”案の利点というのは、フランスも一度は建設的な提案をするかのように見えたということにすぎない。しかしドゴール将

軍の観点からみたメリットは遙かに大きかったのである。配分と使用の両面において“クル”を金に二重に結び付けるということは、この案が全体として、金に対するドル表示の価格を裏門から引上げるということの意味しており、このためにフランスの“クル”案は強い国際的な支持を得ることは決してできなかったのである。

いずれにしてもドゴール將軍が1965年2月4日の記者会見において、ブレトン・ウッズで成立した金為替本位制度は放棄されるべきであり、それ以後の世界の通貨制度は金のみ準拠すべきであると述べたことによって、“クル”案の立場は非常にあやしげなものとなった。

“クル”案は、本来徹底的な対策だけが必要とされている時に、中途半端な手段にしか過ぎないとしてドゴールが一蹴したのか、あるいは、よりいっそう強力な表現によって支持されたのか、ジスカル・デスタンにさえはっきりと理解できなかった。考えられることは、ドゴールは部下の大蔵大臣が世界のほかの国ぐにと仲違いはしたくないという気持ちを持っているのではないかと疑い、ジスカル・デスタンが米国と本気になって本格的な交渉に入らないように先手を打ったのであろう。しかし1週間後にジスカルは、パリ大学の法学部で同時に2頭の虎を駆ると思われるような講演を行い、同年の真夏になると、英国、米国の双方がともに、“クル”案は金本位制への復帰よりは悪意の少ないものとして、より積極的な関心を寄せるようになった。

1965年に“クル”に対しての何らかの形を中心とする妥協の可能性があったにせよ、1966年にはその可能性は完全に消滅していた。一つには国内インフレ対策の失敗と、他方において米国との協調的態度に疑問を持たれた結果として、ジスカル・デスタンは1966年1月、ドゴールによって蔵相の地位を追われたのである。と同時にフランス大蔵省の国際通貨問題を担当していた高官のアンドレ・ド・ラトルは、名誉はあるが権力のないフランス中央銀行副総裁へと左遷されてしまった。

新蔵相のミシェル・ドブレは、改造されない堅物のドゴール派であって、就任するとまたたく間にジスカルの築いた情勢を解体してしまった。3月7日に彼は“クル”案を永久にお倉入りをさせて、2日後に10ヵ国グループの会合

で、通貨制度は金のみ準拠すべきだと要求し、新規流動性の必要はないという議論へと後戻りしたのである。実際の見地からするならば、“クル”案はドルやポンドを公的準備の地位から追い払うものではないにせよ、金の寿命を延ばすことにはなったことであろう。しかしヨーロッパのほかの国々にか別形態の新単位の案へと傾き、一方米国の“クル”に対して交渉の土台とすることに興味を持ち始めたために、フランスはこの“クル”案を放棄せざるを得なくなった。というのは、交渉はドブレの最も望まない所であって、交渉に引きずり込まれるのを回避するためには、そうするよりほかに途がなかったのである。10ヵ国グループがその夏会合した時に、ほかの9ヵ国は対応案の検討を開始しただけでなく、その案は借款の形ではなくて新しい無条件の準備資産から成り立つべきだということに合意した。フランスはこのようなことのすべてに反対し、ドブレは9月のIMF年次総会において再び金の功德について演説した。11月には国際通貨制度における金の役割と価値について、10ヵ国グループにおいて検討すべきだと要求して、自らの孤立化を深めることになった。

この検討なるものはやや節度に欠ける口論の応酬のすえ実施されたのであるが、10ヵ国グループのほかの加盟国は、いずれも金本位制への復帰はもちろん、金価格の引上げにも賛成する意図は毛頭なかったことは極めてはっきりしている。幾つかの中央銀行や、何人かの蔵相たちは、ドゴール將軍の言葉に劣らないほど激しい口調でもってこの事を強調した。そして彼らがフランスの反対にもかかわらず、新しい流動性のための対応案の作成にとりかかるといふこと、ならびに、フランス政府として残された実際的選択の道は、採択される最終案が米国にできるだけ満足を与えないように手を打って、損害を食い止めることしかないといふことは、だんだんと明瞭になってきていた。

5 ヨーロッパ同盟

1966年末には、フランスが独力でこれを成し遂げるにはすでに遅すぎている。というのは、ヨーロッパの各国は国際通貨制度の建設的メンバーとしてのフランスに対する信頼をほとんど失っていたからである。しかしフランスの切り札はヨーロッパ共同体の加盟国という資格であり、共同市場に参加している

各国の団体への忠誠心に訴えることによって、通貨交渉におけるヨーロッパの同盟を打ち出すことに成功したのである。しかしこれは脆い同盟であった。フランスの政治目的は同盟国のそれとははつきり異なっていたし、流動性の問題に関しては共同市場の各国は一度たりとも意見が一致したことはなかったのである。このような状況下で共同体の団結を呼びかけるフランスの訴えが、ヨーロッパのほかの国の首都において幾らかでも効果を持ったのは、まさに驚きに値する。それまでにもフランスは、このブラッセルの機関を7ヵ月もボイコットして、共同体条約規定を弱める案を通そうとしていたのである。ところがECのほかの5ヵ国は、ドゴール將軍は主要な政治問題に関しては気持ちを変えることのできない人物であるということを、経験から知っていながらも、このような訴えにはやはり動かされるのであった。この新同盟は1967年1月、ハーグで6ヵ国蔵相が会合した際に結成された。

フランスはこの会合で成功を納めたのち、3ヵ月後にミュンヘンで行われた次の会合においても、5ヵ国が(金のような)新しい完全所有の無条件準備単位の案を捨てて、代わりに借款制度をとり上げるように説得して成功をものにした。このあとでもワシントンは、通貨単位をもとにした案を推進することは可能であったかも知れない。しかし交渉にフランスを参加させるということは、若干の譲歩に値することだという理解は急速に高まっていたし、6ヵ国間の合意は極めて困難を伴って到達したものであって、彼らが意思を変更するように説得することはほとんど望み得ないことが経験でわかっていた。かくして1967年春には特別引出し権案の基本的な姿が固まり始め、パリとワシントンの抗争は中断することなく1969年に至るまで継続したが、それは引出し権案の明らかな形の合意の枠内で行われたのである。もちろん両者はその案の細部についてお互いに譲歩を引出すために全力を挙げたのであるが、本質的な点といえば、10ヵ国グループは今や人為的な流動性創設について真剣に話し合いを行っており、フランスも厭いやながら、また妨害もしながらも、ほぼ終始一貫して参加したことである。

しかし、このフランスの参加はほかの国々によって作り出された勢いに対して、ただ単に一方的な屈服をしたものではなかったし、ほかの5ヵ国との同

盟も、共同市場への忠誠心に対して、単に情緒的な訴えだけに基づいていたわけではない。ある一点において6ヵ国は共通の利害によって結合していた。ヨーロッパの債権国は、世界通貨制度に占める各国の真の実力に比例して、よりいっそう大きな発言力をIMFの運営上で与えられるべきだということだった。基金が設立された時に、米国は比較にならないほどの支配的な国家であったし、IMFへの米国の出資金は(したがってその議決権は)、ほかのどの国よりも遙かに大きかったのである。新しい独立国の加入によって米国の支配的地位は後退したけれども、それでも1966年に議決権の21パーセント以上を持っていたし、これに対して共同市場国は、全体で16パーセントをわずかに超える程度しか持っていなかった。

対照的に、共同市場国の金および外国為替準備は米国の準備を遙かに上廻っていて、6ヵ国は借款を必要とする国ぐににとって、通常のIMFを通じる方式にせよ、あるいは一般借入れ取り決めの追加利用というやり方にせよ、外貨の最も重要な供給源となっていたのである。共同市場国はすべて、このような情勢のもとでは彼らは当然基金に対してよりいっそう大きな発言力を与えられるべきだと考え、また、ある国にとっては、特にフランスにとっては、基金をワシントンの手先として非難するもう一つの理由を提供したのである。

議決権の問題は重要であった。なぜならば、最も重要な案件については80パーセントの票決があつて初めて可能だったからである。すなわち米国は拒否権を持っていたけれど、6ヵ国はたとえ一致して投票したとしても、(そしていつも一致して投票したわけではないのだが)拒否権を持つことができなかったのである。実際上ではこの地位の違いはあまり意味はなかったかも知れない。というのは、6ヵ国が準備資産の最大の保有者である以上、米国が彼らの同意や、あるいはすくなくとも彼らの大部分の同意を得ないままに基金の規則に大幅な変更を加えようとするのは、まず考えられないことであつた。票決の結果如何にかかわらず、どんな新しい案にしても、ヨーロッパ債権国の支持を得ないままでは機能しないであろう。

とはいうものの、原則の問題としてヨーロッパの各国は、不均衡は是正されなければならないと考えていた。このための最も自然なやり方は、共同市場国

が基金に対する出資金を増額することであって、米国側は再三にわたってこの方法をとるように彼らに勧告したのである。ヨーロッパのある国は、たとえばドイツのごときは、1965年に特別に割当の増額を行った。しかしフランスとは言えば、すでに見た通り、1965年のIMF加盟国全体に対しての、一律25パーセントという拠出額の増額には極めて不承不承に應じただけであって、ヨーロッパ各国の多くは、IMFに対して一般借入れ取り決めを通じて貸し付けを行ったことにより、拠出金の一方的な引上げと同じくらいのことをやっただけだと感じた程度だった。そこでフランスは、GABの下で行われた融資はIMFに振り替えられ、各国の拠出額の増加に振り当てられるように主張した。これによって共同市場国は、IMFの議決権の20パーセント以上を獲得することになるからである。

ヨーロッパのある国々にはこの案に興味を示した。なかでもベルギーは、その文化的にして歴史的な背景から、フランスに表立って反対することはしにくかったのである。1965年4月にベルギーは、フランスの原案に沿ってやや広汎な提案を行った。すなわち、基金の共同市場国の地位を特別に向上させることの一部として、一般借入れ取り決めを解消し、同時に基金からの引出しをより緩和するというものであった。この案の弱点は、GABの解消によってIMFの主要加盟国の間で、10ヵ国グループを有力な内部組織として継続するという実際的な理由のすべてを失うことを意味するものであって、このためにフランス・ベルギー案はほかの共同市場国のどこからも、熱心に支持されることもなかったし、長期にわたって支持されることもなかった。

ヨーロッパ各国としてはIMFに対する拠出金を増額するいろいろな方法を捨て去れば、彼らの票決力を強めることが出来る残された唯一の代案は、彼ら自身で票決のルールを変更させ、累積投票権を20パーセントから15パーセントへ引下げるように主張することしかない。こうすれば共同体の各国はグループとして投票する限り、基金の運営上受け入れられないような変更については、米国と同じように拒否権を持つことになるであろう。そして正にこれが彼らが押し進めたことであった。(もっとも、フランスが彼らを引っ張り込まなければ、そうはしなかったかも知れないのだが。)そしてまたそれが6ヵ国間の脆弱な結束の

基礎でもあった。

しかし、議決権の問題は単に原則と威信だけに係わるものではなかった。最初からフランスは新しい流動性の創設に関するどんな交渉にも、また対応案の検討についてさえも反対していたのであって、それは非常に滑り易い坂を、一步踏み出すことと同じだとみなしていたからである。対応案が一旦起草されることになれば、それを実施に移すのを妨げるということは極めて困難となるであろう。事実、最初はこの警戒的な見解をとるのはフランスだけではなかったのであるが、ほかのヨーロッパ大陸の国々には、次第に新流動性は近い将来に必要となるかも知れないし、だから何らかの対応案は望ましいという見方をするようになっていた。この点に関してフランスとほかの5ヵ国との相違点といえば、たった一つ、ドゴール將軍が経済ないし通貨の観点からの技術的思考にはまったく関心がなかったということ、つまり世界が国際流動性の不足という事態にほんとうに直面するのかどうかという議論には、ドゴールは興味を持たなかったということである。蓋を開けてみるとフランスが足を引っ張ったのは正しかったことが証明された。新しい制度交渉の経過は勢いを増し、詳細が規定されるとすぐに実行に移されたのである。

しかし、(フランスの大蔵省の担当官もそうであったが)フランスの同盟国たちは新流動性の創設に関する対応案が、ただ単に米国に無制限な国際収支の赤字を続けさせる口実として利用されないようにと、真剣に懸念していた。交渉過程のほとんどすべてを通じて、新資産は米国および英国がその赤字を克服した後にのみ創設されるべきだという大前提に立って、彼らフランスの同盟国たちは主張し続けた。世界の流動性が不足するという事態は、米国からの余剰ドルの供給が停止した後でなければ発生しないと信じていたからである。しかし1968年には、ゴールド・ラッシュのために世界全体の無条件通貨資産の量が減少した結果、フランスの同盟国はこの点についての主張をやわらげ、米国の赤字を完全に解消すべきだという要求に代わって、新しい人為的資産の発行を前提として、米国の国際収支における大幅な改善だけを要求した。

しかしながら、彼らは依然として共同市場国がIMF規則における拒否権を持つことに固執し続けた。彼らは、たとえどんな条件が10ヵ国グループで合意

されたとしても、米国は IMF のほかの加盟国のすべての支持をかき集めて、共同市場国の頭越しに新しい案を押し通してしまうのではないかと恐れていた。同時に、もし米国が新準備資産案の票決で敗れた場合には、現行の IMF 憲章のもとで全然違った提案を通過させて、同じような結果を確保するのではないかとということも恐れていた。すでに指摘したように、このような恐怖はどれをとってみても現実的ではなかった。というのは、いかなる新流動性の取引においてもヨーロッパの参加は不可欠だったからである。しかしヨーロッパは本気でこのような危険があると信じていたので、共同市場国は 15 パーセント(以上の累積投票があれば拒否権が発動できるように)拒否権の規則を改正し、基金と新資産の規則の両方に同時に取り入れるように、一括総合取引の一部として要求したのである。この件に関しては、彼らは最後まで団結権を維持した。

ある意味において、共同市場国が採決と術策において敗れるのを恐れていたのは、まったく根拠がないわけではなかったのである。なぜならば、世界のほかの国々には次第に新準備資産の無償供与にしびれを切らし始めていたからである。1960 年代の初めに、10カ国グループの多くの国では新資産は 10 カ国に限定されるべきだという考えから出発した。この根拠は、これらの国々が実質的に世界の銀行として行動しており、国際通貨制度の機能を維持する特別の責任を負っているからだという点にあった。この考えはフランスの“クル”案の本質的要素であって、すでに見て来たように、1966 年に発表された報告書において、(フランスを一応別としても)10カ国グループのほかのすべてのメンバーによって採択されたのである。

6 信用、通貨、それとも援助？

しかし、メンバーを限定した案というものは、決して世界のほかの国々にとって快いものではないことが、だんだんと明らかになってきた。現実的には発展途上国は、10カ国グループの国々によりも遙かに資金を必要とする立場にあって、これらの国々には、新しい流動性の制度は IMF 加盟国すべてを対象とするように、先進工業国に対して強い政治的な圧力をかけたのである。

この情勢の展開は、共同市場国にいつそう新流動性の創出についての決定権

を留保しようという決意を固めさせ、それが無条件資産ではなくて、信用の形をとるべきであるとするフランスの主張を強化するのに役立った。ヨーロッパの各国は、銀行正統主義の厳しい原則を頭に置いていたので、彼らは自らが裕福であり、準備資産を豊かに保有していたから厳しい方針をとるのは容易であったとしても、後進国は財政的な無能者か浪費癖を持った放蕩者であって、割り当てられた新準備資産を忽ち費消してしまうかのように考え勝ちであった。言い換えると、発展途上国は新資産を、あたかも返済無用の開発援助であると思ひ込むであろうとみなしていた。ヨーロッパの各国は、米国や英国が流動性対策を、彼らの国際収支赤字を継続するために利用するのではないかと恐れていたが、同時に発展途上国もその真似をするかも知れないという予感に、ほんとうに頭を痛めていた。新流動性案の目的は、赤字国が赤字を続けやすくするための小遣金を供えることではなく、国際流動性の総量を増大して世界経済に潤滑油を与え、それが円滑に拡大するのを助けるためなのである。

実際問題として後進国はより多くの開発援助を必要としていた。しかし“健全”な金融および通貨の原則にしたがえば、この援助は(金持国より貧乏な国への実物資産の移転を意味しているのだが)、これは工業国における租税収入から充当されるべきものであって、新しい国際通貨を印刷するというような、インフレ的な手段によって提供されるべきではないのである。

政治的には、新しい準備資産の配分から後進国を除外することは不可能であることがはっきりした。10ヵ国グループはこの問題をあまりにも長い間討議していたので、最も遅れた後進国と言えども資金の分配があるかも知れないという考えにとりつかれていたもので、誰も彼もが取り残されては一大事とばかり一生懸命であった。1966年2月に、先進開発途上国の31ヵ国が新流動性の創設に際して、その取り分を確保する運動を目的とした特殊宣伝グループを形成した。ちょうどその頃、米国は2段階の取り決めを提案することによってすべての当事国を満足させようとした。すなわち、10ヵ国グループの構成国は新しい完全所有通貨単位を自分たちだけの使用を目的に創設し、一方世界のそのほかの国々には、IMFからの引出しに関する規則を緩和するという型によって、いっそう制限された便益が与えられるというものであった。言い換えると、ワシン

トン金は金の性格を持った資産を、富裕な“責任のある”国々に配分し、その他大勢の連中には条件付きの信用だけを与えることを提案したのである。しかしこの二元的なプランは不必要であることが判明した。なぜならば、6ヵ国が1967年4月に、ミュンヘンで流動性の創設に関して共同の合意に達したとき、条件付きの信用という形にだけとどめ、完全所有の新しい準備単位は創出しないことを決定していたからである。したがって、いかなる案が最終的に10ヵ国グループによって採択されようとも、後進国を除外することに対して、筋の通った口実は完全に消失していたのである。

このミュンヘンでの合意が、最終的に採択された“ペーパー・ゴールド”案への不可欠な前奏曲となったのであるが、これは同時に、新流動性を管理するための規則に関して、解釈上の激しい意見の対立を秘めていた。フランスは(同盟国を通貨単位案から引き離すために)、国際通貨基金における特別引出し権の制度を提案したのであるが、最初の案ではこの引出し権は全額返済しなければならないこと、およびこの引出し権は、一国からよその国へ移転することはできないものとすることを主張した。言い換えると、フランスは現行のIMF規則に基づく引出し権の延長以上は望まなかった。返済の不必要な引出し権は、実質的には流動性の無条件な創出であり、一国からよその国へ自由に移転できる引出し権とは、実質的に通貨単位ないし完全所有の準備資産に等しいことになる。

ドイツは、(共同市場での交渉段階ではまだ政治的背骨を示すに至っていなかった)ある程度フランスに歩調を合わせる気持ちを持っていた。しかし、(流動性問題に関しては6ヵ国の中で最も進歩的な考えを持っていた)イタリアとオランダは、フランスが提案した二つの条件は、米国には受け入れられないことを知っていたので強く反対した。しかもこの両国は、金準備の流失は金と同等の役割を演じることができる無条件資産の創設によって補填されなければならないという議論に対して説得され易かった。

この結果1967年春に、流動性創設の交渉は引出し権の合意された枠内で、次の六つの主要な問題へと煮詰められることになった。すなわち、(1)新引出し権における当事国間での移転性、(2)引出しの返済、または“引出し権の復元”と呼ばれる事項、(3)創出されるべき引出し権の量、(4)引出し権に関する案が現実

に実施される状況、または“発動”と呼ばれる事項、(5)引出し権に関する議決権の管理、(6)議決権の問題を含めて現行IMF規則の改革、という問題であった。

間もなくすると移動性の問題は交渉の中心から脱落し始めた。フランスは相変わらず極小主義的な解釈に固執したが、これは本質的な問題ではないことが間もなく明らかになった。通常のIMF引出し権は、基金の通貨プールへの請求権であるが、SDRすなわち特別引出し権はこれとは異なり純粹に紙の資産であり、金にせよ通貨にせよ、IMFへの拠出金によって裏付けられたものとはしないことに合意されたのである。各国は、費消できる外国為替と交換に、割り当てられたSDRをよその国に引き渡して利用することができる。言い換えれば、SDRの移転性は新制度の固有の性質となるのであった。

交渉担当者の多くは、もしある国が長期にわたって赤字を続ける場合には、自動的にその對外勘定を最も苦痛の無い方法で決済するであろうから、すべての新しい“ペーパー・ゴールド”は、黒字国の金庫の中に納まってしまおうと心配した。最終的に採択された防衛策は、SDRの引出しは、IMFの監督下においてのみ行うことができること、ならびに、いかなる国もその最初の配分で受け取った引出し権の2倍以上を基金の加盟国から受け取る義務は負わないこと、という2点に絞られた。もしドイツの最初の“ペーパー・ゴールド”の割当が1億ドルであったとすると、IMFから要求された場合にはドイツは、よその国からドイツ・マルクと交換に2億ドルまではSDRを受け取らなければならない。しかしそれ以上のSDRの受領は拒否できるのである。

返済(または“復元”と交渉当事者たちは呼んでいるが)、この返済はよりいっそう困難な問題であった。なぜならば、これは新しい案における条件付き信用の根幹だったからである。米国はSDRを金と同様の完全所有の形にしたいと考えていたので、どんな形の返済にせよ返済には反対した。しかし6ヵ国はすべて、SDRの使用はすくなくとも何らかの返済義務を伴うものでなければならないと議論した。ところが、新資産はIMFの通常の引出しと同様に運営されるのではなかったから、返済方法も同様に扱うことは不可能であった。基金の加盟国は5年間にわたって毎年SDRの規則的な配分を受けることになってい

だが、ヨーロッパの各国は、いかなる国も毎年受領する配分額の全額を費消してはならないと主張した。彼らは、各国が本当に国際収支の困難に陥っているときに、多額の SDR を引出すことにはもちろん異論は無かったが、新準備資産が恒常的であり、しかも無統制の赤字を金融するために使われることは意図していなかった。したがって彼らは、もしある国がそのすべての“ペーパー・ゴールド”を、(極端な場合 2 年ないし 3 年分を) 1 年の間で使わねばならない必要が生じた場合は、このような国は、その国際収支の困難を克服するための是正策を採り、それに続く各年度において SDR を使う額を減らすか、あるいは一部を金および外貨によって買い戻す状態まで回復するように努力しなければならないと主張した。つまりこの期間内においては、その国は“ペーパー・ゴールド”の引出しは行わないということである。言い換えると、ヨーロッパ各国のほとんどは、SDR の一部を準備資産に対する恒久的な追加とみなし、また一部を一時的な困窮時における緊急割当資金としたい、と考えていたのである。

当然のことながらフランスは最も極端であって、5 年間に配分される SDR の 2 分の 1 だけを準備資産に対する恒久的な追加とすべきだと主張した。もしある国がその割当額全額を最初の 3 年間に使用したとすると、その国は次の 2 年間に一切の使用を禁じられるばかりではなく、実際に一部を買い戻した上で、5 年間の平均使用額が 50 パーセント以下にとどまるようにしなければならない、というものであった。

しかし 1967 年 8 月には、この問題についての妥協がほぼ予見されるまでになった。そして予想されるように、フランスと米国の二つの主張のちょうど中間に妥協点が見いだされたのである。各国はその割当額の平均 70 パーセントまでを 5 年間に使用できるが、この線を超えた場合には、新資産の保有量を一部金または外国為替によって買い戻しをして、“復元”しなければならないことになった。

更に 8 月になると、創出されるべき SDR の量に関する合意について、最初の兆しが現れ始めた。それは、最初の 5 年間は年間 10 億ないし 20 億ドルの規模において、基金に加盟のすべての国に対し、IMF 現行割当額に比例して配分し

ようというものであった。この合意は、新資産の受け入れ可能性と信頼性を最大限に高めるために、さらに手を加えるべき細部の変更は別としても、その後の1年半ばかりの間は維持されるように思われた。SDR案の主な弱点といえばその新奇性にあった。その準備のためにこれまで長時間にわたる詳細な議論がし尽くされたにもかかわらず、各国の政府や中央銀行が、はたしてSDRを金や外国為替と同等の準備資産として取り扱うかどうか、確信を持つことができなかった。もし“ペーパー・ゴールド”が劣等資産として扱われるならば、誰もがこれを支払いに充てようとするであろうし、また誰もがSDRの受け取りを希望しないであろう。そしてこの新しい案は急速に信頼を失って実用性のある新しい流動性を提供することに失敗するであろう。

当事者の多くは“ペーパー・ゴールド”が毎年規則的に、5年間にわたって配分されることによるのみ、その信頼性は確立されるであろうと考えた。というのは、中央銀行の責任者にしても、一般の銀行家が自行の金庫内の資産価値にまず関心を持っているのと同様に、習慣と伝統を重んじる人たちであってみればなおさら、新流動性に信頼を置くまでには時間が必要であろうということだった。ほかの人たちのなかには、たとえばオットマー・エミンガーのように、10億ないし20億ドルの規模であれば、IMFの全加盟国に配分されれば世界通貨供給量への増加量としては微々たるものであるから、中央銀行当局の態度にはほとんど実際的な影響は与えないであろうと考えた人もいる。だからエミンガーは、まず最初の2～3年間に、たとえば50億ドルというような大きな金額を配分することによって、一挙に計画をスタートさせることが必要であって、そのあとで年間の配分額を縮小し、正常なものにすべきであると主張した。

しかし1968年の末には、10億ないし20億ドルの範囲内で配分額を決めようという“合意”は、米国とヨーロッパの各国との間で真の意見の一致を意味するものではないことが明らかになった。基本交渉の重要な段階では、金額の問題について穏健な態度をとることによって、米国は譲歩しなければならない点を極力抑えようとしていたのである。だから基本原則についての同意を取り付けると直ちに、米国は最初に“合意”された範囲を超えた拡大案を推進する立

場を獲得したのである。

この初期段階で数字について議論するのは、理論的にはあまり意味がなかった。なぜならば、交渉は、すくなくとも表面上は新案が実施されたときに準拠すべき法的規則についてのものだったからである。ヨーロッパの各国は、長い間流動性の不足が事実となった場合に備えて対応案を検討しているに過ぎないのであって、案の確定ならびに IMF 憲章への正式採択と、その発動ということとはまったく別物であるとの態度をとり続けていた。この観点から言えば、SDR の原則が合意されてからそれを実施する必要が生ずるまでには、何年も経過することが考えられる。その時には世界の必要とする新資産総額は、1968 年に討議された 10 億ないし 20 億ドルからは大きく隔たっているかも知れないであろう。

現実的には、フランスの必死の掛け声にもかかわらず、過去 5 年間に蓄積されて来た政治的なはずみは(あるいはそれは辛抱だったかも知れないが)、馬をスタートにつけた以上は、スタートを遅らせるのはもはや不可能だということと同じくらい明白だった。1968 年の春に、10 カ国グループがこの案の概略についておよその合意に達した時に、それが基金の加盟国による正式承認・批准の後で、直ちに実施に移されるということについては、多くのメンバーたちは了解していた。言い換えれば、フランスが人為的流動性の創設を妨害する唯一の方法は、予備交渉の一つ一つの段階をすべて、できる限り遅らせるということだと考えたのは正しかったのである。

7 どのように、そしてどれだけを

いずれにしても“ペーパー・ゴールド”案が IMF 加盟国によって無事承認されるとすぐに、米国は数字の戦いに対する攻撃へと取って返し、以前に討議された額よりも遙かに多額の第 1 次引出し権の配分を要求した。そして、新流動性の最低必要量は、5 年間で——当時の IMF 割当額全体に対して 25 パーセントに相当する——毎年次 50 億ドルの周辺にあることを立証しようとした(米国の)経済学者たちの議論を押し進めた。このような数字は、もしそれを米国が 1967 年ないし 1968 年の初頭に要求していたならば、ヨーロッパの各国は気狂

い沙汰だと考えたことであろう。このような数字に対しては、彼らはその後も抵抗し続けたけれどもさほど無謀な数字だとは考えられなかった。それはこの間において——ポンド危機、ゴールド・ラッシュ、フランの崩壊、ドイツ・マルクへのラッシュなどという——幾多の通貨危機に世界が見舞われたため、現在の国際制度には何らかの本質的な欠陥があるということが明白だったからである。したがってもしSDRを創設するならば、創設した意味があるような十分な額とする方がよいという議論がいつそう通り易くなっていた。

1967年の夏に、交渉が最後の仕上げの段階に入ってきたとき、票決管理の問題が主要な議論の焦点として残された。6カ国がSDR案について85パーセントの多数決規則を固執し、しかもそれを獲得することは最初からわかっていた結論であった。しかしその秋にリオデジャネイロで開催されたIMFの年次総会において、フランスは85パーセント規則をほかの数^{かず}の細部にわたる修正事項とともに、同時に現行の基金憲章の中へ組み入れることを要求したのである。このフランスと米国の正面衝突に際して、ミシェル・ドブレはドイツの経済相であったカール・シラーの支持を獲得した。フランスは目的を達することはできずに終わった。総会は“ペーパー・ゴールド”案を正式に起草するという決定を以って終了したのだが、ほかのIMF改革についてはあいまいな触れ方をしただけにとどまった。

カール・シラーとしては、リオにおいてフランスを支持することによって、交渉の後の段階においてフランス側のより協力的な態度が獲得できるだろうと考えていたのかも知れない。しかし、これは他の場合と同じように誤っていた。1968年3月28日にストックホルムで開催された10カ国グループの蔵相による最終正式会議において、——これはスウェーデン学生によるベトナム戦争反対デモを背景に行われたのであるが、——これらの国ぐにの蔵相代理が果たすことができなかったすべての“政治的”問題について、合意を叩^{たた}き出すことを意図していた。しかしこの会議はドブレによって、SDR案全体に対して、さらにはよその国のマキャベリーの策略に対する広汎な抗議の機会として利用された。要するに彼は3日間にわたってかんしゃくを破裂させたのである。彼は、リオ総会以来その案は跡^{あと}型をとどめないほどに変えられてしまったと非難して、

“ペーパー・ゴールド”の発行と使用についての制限をいっそう厳しくすることを要求し、しかも案全体を延期すべきであると執拗に主張したのである。第1に、現在の通貨制度を根底から再検討すべきであり、現行制度は不健全であつて、金と信用のみに基づいた新しい制度によって、とって代わられなければならないということを主張したのである。彼の同僚たちは、国際通貨制度には多分に具合の悪い点があるという彼の主張には、もっともだとして同意したけれど、だからといって今さら初めからやり直す時機ではないと反論した。

6カ国の結束はこのストックホルムの会合において遂に崩れ去つたのであつた。ドゴール將軍は3月17日に金ブールに参加している他の国々になが、投機業者に対する供給を停止すると決定したことに激怒したが、一方5カ国はドゴールが力づくで金・ドル体制を破壊しようとするやり方に対して完全に反発してしまつた。6カ国による事前の秘密会議においても、また10カ国の総会においても、ストックホルムにおいてはドイツとイタリーはフランスと米国との間に立つて調停を試みようとした。しかしドイツもイタリーも、最後の段階ではフランスに背を向けて“ペーパー・ゴールド”案を支持するため、米国に組するに違いないということは疑う余地がなかつた。

戦いもここまで進んで来ると、フランスはSDRに反対するための武器をたった一つだけしか持っていなかつた。つまりこの案が実施に移されても、フランスは参加しないと脅かすことであつた。これは重大な脅威であつた。というのは、主要な国が“ペーパー・ゴールド”による支払いを拒絶するならば、SDRの国際通貨としての信頼性を弱めることになるばかりか、フランスはアフリカの従属国を説得して、取り決めに参加させないという可能性も大いであつたのである。しかし、よその主要国がフランスに追随しないかぎり致命的な脅威ではなかつた。そして結局長時間にわたつて争つた結果、ほかの国々には、フランスがどうしてもそれを望むならば、すべての取り決めからオプト・アウト(辞退)する権利を認めることにした。それにもかかわらず、ミシェル・ドブレは最終的な包括取り決めに同意することを拒絶して、フランス政府はその年の秋のワシントンにおけるIMF閣僚会議においても、その案を承認することを拒否したのである。ところがまったく意義深いことには、フランスはフラン圏

の同盟国の支持を獲得することに失敗したのである。つまりこれらの国々には、純粋に政治的な主張に動かされるには、あまりにも SDR による金銭的利得の方が大きかったのである。

10ヵ国グループのフランス以外の9ヵ国が計画の基本線について合意さえすれば、後は整っていない細部について、法的な正しい形を与えることが残っているだけであった。当事者である各国の蔵相たちのほとんどすべては、この新通貨協定が IMF 加盟国の必要な多数によって正式に承認され、それに続く人為的準備資産の配分が行われるのは、いまや時間の問題であると感じていたに違いない。

交渉におけるそれぞれの前段階がそうであったように、ストックホルムの合意も、“ペーパー・ゴールド”は米国の国際収支状況が改善された後で、流動性が事実不足しているとの意見一致がみられてから、初めて発行されるという条件がまつわりついていた。しかし1968年の春にはこれらの条件は、フランスや、そして——その度合は別としても——他の債権国をなだめるための単なる表面的な防波堤であって、実施することはすでに決定している結論であるということは、明瞭になっていたのである。争われるべき残された唯一の問題は、その量をどれ位にするかということであった。

この意味において、そしてこの意味においてのみ、フランスはストックホルムで明らかな敗北を喫したのである。しかしそのほかのほとんどすべての点においては、戦いの名誉は両軍に対して平等に帰属することになったので、英米派もヨーロッパ派も、ともに国際通貨制度における革命的な改善の功績を誇ることができたわけである。一つには、この協定は数かずの激しい議論の中心となったすべての刺戟的な用語である、信用、準備資産、準備単位、条件付き、無条件、融資、返済等の用語を回避したので、これらの含みを持つ言葉はすべて積極的に削除され、代わって、新しいが理解し難い用語である、“便益”、“割当”、および“復元”などの用語が採用されることになった。

しかし協定は単に大蔵官僚たちの意味論的な離れ業の結果にはとどまらない。“ペーパー・ゴールド”は真実新種の動物であって、貨幣の性格と信用の性格を併せ持つものであり、しかも貨幣でも信用でもなく、現存するいかなる準

備資産にもない性格を持っているのである。

8 運用される“ペーパー・ゴールド”

特別引出し権は通常“ペーパー・ゴールド”と呼ばれる。実際はSDRは紙切れではなく、また金ともほとんど関係はない。その価値は金を基準として決定されるが、IMFで管理する特別勘定への記入が実態である。SDR案が実施されると、加盟の各国はそのIMFにおける保有権利に比例して、各自の口座に、ある類のSDRをもって貸方記入を受けることになる。他方では、“特別引出し権”は誤解を招く用語である。というのはこの新資産は通常のIMF引出し権とは全く異なるからである。

このような性質のため、SDRはそのまま直接費消することはできない。SDRは一参加国から他の参加国に対し、費消できる交換性のある通貨と引き換えに、帳簿上でのみ振り替えができるのである。したがって実際上は、この制度は赤字に陥った場合とか、別の理由で金や外貨準備が減少して、外国為替を非常に必要とする国に対して、一時的に外貨を配分する可能性を生み出すものと言える。

もちろん、帳簿に羅列して記入するだけでは十分ではない。SDRがすべての参加国によって“健全な”準備資産として、つまり金や外国為替と同等でそれらを補うものとみなされてはじめて、制度はその機能を発揮するのである。すでに述べた通り、もし各国の政府がSDRをほかの準備資産よりも何らかの意味において劣るものとか、または価値の低いものとするならば、SDRを早く処分しようとするであろうし、そうなればこのすべての仕組みは崩壊する。

長期的にはプディングの値打ちは食べることによって決まる。完全な受容性は、“ペーパー・ゴールド”が実際に外貨と交換に受け取られることを経験し、各国が将来もそれが外貨と交換できるのだと確信した後に、初めて確立されるであろう。このことはとりもなおさず各国の個人個人がその国の通貨に信頼を置く基礎なのである。法律が中央銀行の発行する貨幣や紙幣を“法貨”と宣言し、商取引において受け入れられなければならないと規定することはできるだろうが、もしインフレが勢いを増してくると、法貨への大衆の信頼は端がほこ

ろび始めて、人びとは価格がそれ以上に騰貴する前に、耐久商品とか不動産と交換するため、その貨幣を費消する道を選ぶであろう。そしてもしインフレが全く手に負えなくなると、ちょうど両大戦中のドイツでそのような事態が起こったのだが、大衆の通貨に対する信頼は完全に消失して、貨幣による取引はバーターへと変わることが多くなる。通貨の相対的な安定性に対する社会的信頼が蒸発してしまうと、法律に何が書いてであろうと実質的な意味を持たなくなるのである。

しかし経験によって“ペーパー・ゴールド”の受容性が確立するまでは、その運用に関する正式な規則は不可欠であって、SDR 案は誘因、管理ならびに規制の組み合わせの上に編成されている。“ペーパー・ゴールド”は金価値保証を伴ううえに、金そのものとは異なって、金利を生むという点において各国がSDR を保有する誘因となる。天秤の他の端には、いかなる国もその最初の配分で受領したSDR の、2倍以上の振り替えを受領する義務を負わないという制限がある。

しかし最も重要なのは管理であって、これはIMFによって行われる。いずれの国もその“ペーパー・ゴールド”を使用する決定をすることができるが、国際収支の困難に陥った場合か、あるいは準備資産を失った場合にだけ使用するものと期待されている。しかし、そのSDR をどの国に向けて振り替えるかの決定はできない。この決定は、IMF だけが合意された基準に基づいて行うことができるのである。大体において、IMF は“ペーパー・ゴールド”を多額の金や外貨準備を持っている国とか、国際収支で大幅な黒字を出している国とか、もしくはそれまでSDR を大量に利用した国に向けて振り替えを行うのである。ある期間をとってみると、基金は“ペーパー・ゴールド”が参加国の間に大体均一に配分されるように努めるのである。最後に、すでに説明したように、いずれの国にもその引出し権の利用に対して厳しい限度が決められている。たとえば、もしある国が最初の2～3年の間にSDR を多額に使用するならば、5年間の平均使用額がその配分の70パーセントを超えないように買い戻しをしなければならない場合もあり得る。

*特別引出し権については、原書の pp.210～211 を参照のこと。

通貨なのかそれとも信用なのか？ 一つの答えとして言えることは、割り当てられた SDR の最初の 70 パーセントはほぼ通貨に等しく、残りの 30 パーセントはほぼ信用に等しいと言える。信用と異なる点は、SDR はどんな機関や、政府に対しての債務でもなく、買い戻される必要がないということである。(ただし 70 パーセントまでの使用の場合には、である。)通貨と異なる点は、直接物資とかあるいはサービスの購入に充てることはできない。ある一定の限度以上は受け入れを強制されることもなく、IMF の監督下においてのみ使用できるという点である。金と異なる点は、ペンの一筆で創り出すことができるし、地面に穴を掘る労力を費やす必要もなければ、外貨などのほかの資産を売却する必要もないということである。

しかしながら、フランスがたとえこれらの根拠に基づいて SDR に反対したことは間違いだったとしても、この新しい便益は、——ほかの国々にのほとんどが望んだものであったのだが——、信用というよりは貨幣に近いものであらうと考えた点では、恐らく正しかったと言えるだろう。フランスは SDR 案を承認することも、批准することも拒否したが、その後の“ペーパー・ゴールド”の発行についての交渉には引き続き参加していた。取り決めの条件を修正できると考えたからではなく、——それにはすでに遅すぎたので——何らかの代償となる譲歩を要求できるかも知れないと考えたからである。予想されたように、彼らは SDR の量についての交渉に際して、南アフリカの金と IMF の通常割当の将来に関する問題とを含めて、同時に解決されなければならないと彼らが主張していたほかのすべての問題を付け加えることによって、交渉を引き延ばそうとした。フランスは金の問題を仲間の支持が得られないために、予想外に早く放棄したのだが、割当問題については強く固執した。

これは“ペーパー・ゴールド”の創設を、何年とは言わないまでも何ヵ月にもわたって遅らせるには恰好の口実に違いなかった。なぜならば、IMF の拠出金割当は 5 年ごとの見直しとなっており、次の見直しの時機は 1970 年まで来なかったからである。しかし引き延ばし戦術としてはこの方法は失敗であった。10ヵ国グループのほかのメンバーが、IMF の通常割当の問題を、予定より遙か前に解決することを決めてしまったからである、しかし駆け引きの手がかりと

しては、フランスが共同市場の他のメンバーたちと、交渉のための同盟関係を復活させるならば、この手段はフランスの望んでいる信用型流動性を推進するために利用できたのである。オランダやドイツと同様に、フランスは“ペーパー・ゴールド”の多額の配分に対して反対することはできる。しかし、IMFの貸付け能力の大幅な引上げを提案することだけが、米国の譲歩を引出すことや、(そして6ヵ国の共同歩調を維持することを)確実にするであろう。

皮肉なことにはフランスの提案は、以前彼らが主張していたすべてのことと二重に矛盾していたのである。前回の見直しの時期だった1965年に、フランスはIMF 拠出額の増額には執拗に反対したのであって、米国の金準備を守るためにとられたいろいろな方策に対して、激しく抵抗したのであったが、基金の他の加盟国が議決に入って、フランスの反対は全く無視されるということが明らかとなってから、ようやく25パーセントの引上げに追従したのであった。ところが今度は、IMF 拠出の増額を要求したのがフランスなのである。矛盾は、1965年に蔵相であったジスカール・デスタンが1969年に再び同じ地位に返り咲いたこと、ならびに1965年に首相であったジョルジュ・ポンピドーが、1969年にドゴール将軍の後継者として大統領となったことにより、いっそう甚だしいものとなった。この両時期における唯一の相違点は、ドゴール将軍自身が引退したことだけである。

第2の矛盾はもっと逆説的である。1967年にヨーロッパの各国が、一般借入れ取り決めを経由するIMFの貸付け能力に対し、実質的に貢献している割合に比例した型で、基金のいろいろな問題に関するより大きな発言力を声高に要求していた時に、米国側は、このような結果を達成するのに最も容易な方法は、ヨーロッパの各国が基金への拠出額を増額することであり、共同市場国の割当額の増額は、その議決権を自動的に強化することになる、と常に反論していた。ところがその当時、ヨーロッパの各国は、(すでにGABを通じて多額の出資を行っているという理由から)この提案を取り上げることを拒否して、6ヵ国が累積拒否権を持つことができるようにIMF規則の変更を要求し、そして成功したのである。ところが、1969年7月には、——このIMF規則の変更がすでに合意された後になって、——ヨーロッパの債権国は2年前に拒否したことを実行する

気になっていた。パリの会議において IMF の割当額を大幅に引上げることに同意しただけでなく、債権国であるヨーロッパのほとんどの国ぐにと日本が、英国や米国のような赤字国よりも多額の引上げを行うことによって、6カ国が基金における議決権の 20 パーセント以上を獲得することになったのである。

同時に彼らは“ペーパー・ゴールド”について米国と妥協し、1970 年の初めにこの案を実施すること、総額で 95 億ドルに上る SDR を配分すること、ただし、基本期間は当初の 1968 年に合意された 5 年間でなく、3 年にわたってのみ配分されること、などに合意したのである。米国は望んでいたよりも少額の割当と、短い期間で満足しなければならなかったが、それほど苦痛のない譲歩であった。SDR の配分額と IMF 拠出額の増額を加えれば、国際流動性の総増額は、一部が条件付きないし信用型資産の形であるとは言え、3 年間にわたって年間 50 億ドルを著しく下廻るものではないのである。

“ペーパー・ゴールド”と基金割当額を結びつけた結果、6カ国のような債権国は IMF に対する拠出額を増加させたばかりでなく、新引出し権をそれに比例して大量に配分されることになるのである。第 1 年度の 1970 年には、配分はその時点の基金拠出額を基準として行われ、6カ国は 18 パーセント弱を獲得する。しかし、6カ国がその基金拠出額の引上げを行えば、彼らは同時により多額の“ペーパー・ゴールド”を受け取る権利を生ずることになる。これはもちろんフランスの思惑に合致する、米国はこれに対応して新しい人為的資産の受け取り額が減少し、したがってこれを自国の国際収支赤字を継続するために利用する余地を狭めるからである。しかもそれは SDR が真に有用な準備資産としての地位を獲得する可能性を高めるのであろう。配当を金フランで支払い、常に金の力に対する弱みを見せて来た国際決済銀行を別とすれば、“ペーパー・ゴールド”を敬遠する空気はフランスにおいて強く感じられるし、はるかに少ない度合でこそあれ、ほかのヨーロッパの諸国でも同様であった。もし黒字国が最初に多額の新資産の割当を引き受ける用意があるならば、彼らが赤字国から“ペーパー・ゴールド”の移転を受け入れなければならない義務が、それだけ増大するという事は算術的な帰結である。

事実、SDR は米国に対して赤字を克服する義務を免除するものだというフラ

ンスの主張は、ヒステリックな世間騒がせ以上のものではなかったのである。1959年から1968年までの間に、米国の赤字は金準備の減少と対外債務の増加から計測してみると、160億ドルに達した。年間平均10億ドルの規模である。現在の米国の基金への拠出額は約24パーセントであり、1970年に創設された35億ドルのSDRのうち、米国は約8億4,000万ドル分を受け取ることになる。しかし一定期間を通じてみると、米国は割当額の70パーセントしか使用できないから、使用可能の引出し権は約5億8,800万ドルとなる。これは僅かながら米国の赤字を助けることにはなるであろう。しかし米国が過去10年間も続けて来たことを、次の10年間にわたって続けることを許すほどの金額では決してない。いずれにしても、これは米国が金準備として保有している(100億ドルを若干超える金量)に5パーセント強を加えるだけであって、170億ドルを超える対外ドル債務の問題は、そのまま手つかずに残るのである。

もちろん米国が過去におけると同様の規模で赤字を出し続けることは考えられることである。もしそのような事態になれば、ほかの国としては止むを得ずいっそう多額のドルを受け入れることに我慢するか、ドルをユーロ・グラマー市場へと押しつけることによって、公的ドル債務がこれ以上貯まらないように、(米国をも含めて)彼ら自身を守ろうとするかしかないであろう。しかしSDR自体は、将来遙かに大きな金額が創設されない限りは、米国に対して長期にわたる巨額の赤字を続けさせることはないであろう。

流動性の交渉が始まった時に、正統的なヨーロッパの人びとは、これが貧困な国々によって開発援助として受け取られるという理由から、新資産を世界中に配分することに対して反対した。この点でも事実はこのような議論を支持していない。SDR配分額の総額が35億ドルとすると、基金加盟の後進国は約9億7,000万ドルを受け取るが、使用可能の70パーセントに相当する額はおよそ6億8,000万ドルである。一方彼ら後進国の総輸入量は年間約470億ドルに達しているから、“ペーパー・ゴールド”は僅かに1.5パーセントの購買力の増加を意味するに過ぎない。同様に、発展途上国がSDRを援助ととり違えるとしたところで、彼らがすでに工業国から受領している援助をそれ程増やすものではない。1967年において公的援助の総額は70億ドル弱^{じやく}に達し、私的援助総額は40

億ドル強^{きょう}に達していたから、両者の合計は110億ドルを若干超えていた。この規模に対して使用可能なSDRを6億8,000万ドル配分したところで、たかだか6パーセントの増加にしか相当しない。——それはもちろん無視できるものでもないし、むしろ歓迎すべき増加ではあるけれど、1966年から1967年にかけての援助増加額に較べれば少額にしかすぎない。

“ペーパー・ゴールド”は後進国にも工業国に対しても同じように少額ではあるけれど、継続的な流動性の増加をもたらし、これによって彼らが一時的に赤字を招いた時に乗り切る助けとなるのである。それはたしかに少額である。というのは、35億ドルのSDRは、金準備や外貨、ならびにIMF引出し権を計算に入れると、自由世界の準備資産総額のわずか5パーセントをはるかに下廻る額にしか過ぎない。そしてこの割合では、準備資産は国際貿易よりもずっと緩慢にしか増加しないであろう。しかし少額は継続性によって補われねばならない。準備資産の不足する国にとっては、——というよりも、もっと重要なことは準備資産が不足していると感じている国にとっては——それが国際収支の赤字や準備資産のいっそうの減少につながると見れば、高度成長型の経済政策をとらないのが普通である。しかしそれらの国がもし“ペーパー・ゴールド”を通じて準備資産の継続的な流入に自信を持ち、それを期待することができるならば、彼らは一時的な赤字を平静に眺めることができるであろう。何はともあれそれが新準備資産創設の目的なのである。それが計画通りに実現するかどうかについて断言することは時機尚早である。

“ペーパー・ゴールド”は第2次大戦以来、国際通貨制度に関して最も意義深い改革と言うことができる。実際の運用においては多少の不完全さが露呈するかも知れないし、時おり調整が必要となるかも知れない。しかしこの案の本質的な特徴と言えるもの、すなわち——流動性はもはや金の生産や流通の恣意的な状況、英国や米国など富裕国の国際収支の赤字、あるいは中央銀行間の姑息な信用取り決めなどへの依存から自由になるということ——は大きな前進である。将来流動性が合理的な根拠によってのみ創設されるとは断言できない。必要とされる正確な流動性の量については合意されていないし、量についての決定にあたっては、相反する政治的圧力の妥協を反映することは避けられないこ

とである、しかし、将来においても流動性は、組織的交渉と慎重な国際的合意に基づいて創出されるということは言えるだろう。

現実においては、流動性の不足という問題は、私たちがかかえる国際問題のなかでは小さな位置を占めるものの一つにしか過ぎない。そしてそれは、それぞれの国が自国の国民経済を自らが選ぶ方法で運営する自由に、影響を与えることが少ないため、最も解決が容易なものなのである。“ペーパー・ゴールド”は経済運営において、より重要な根本問題に解決を与えるものではなく、国際収支の長期的でしかも巨額な黒字や赤字を解消するものでもない。しかも為替レートの問題を全く手つかずのまま残しているのである。経済協力開発機構(OECD)において2年間にわたる討議の結果生まれた国際収支調整に関する30ページの論文は、ギリシャ哲学に似たものであった。つまり、フランシス・ベーコンの言葉を借りれば、“未熟であり、生産的というよりもむしろ多弁であり、——議論では実りが多いが、効果においては不毛である、と認めざるを得ない”というものであった。

〔解説〕 特別引出し権

特別引出し権は新しい形の国際準備資産であって、金、米ドル、ポンドおよびそのほかの外国為替と並んで、準備資産に組み入れられるべきものである。SDRを規定する新しい諸規則の概略は、1968年3月ストックホルムにおける10ヵ国グループの会議において合意された、1969年7月、10ヵ国グループは特別引出し権を設定すること、1970年に35億ドル、1971年に30億ドル、1972年に30億ドルを配分することに合意した。各年次とも、特別引出し権は加盟各国に対してその時点におけるIMF拠出額に比例して配分される。

SDR、すなわち“ペーパー・ゴールド”は、金に基づいて価値を定められ、低率の金利を伴うが、基金加盟国の多数決によってのみ創設される完全に人為的な準備資産であり、ワシントンの基金に保管される特別帳簿に対して、記帳という形でのみ存在する。このような性格のために、SDRは直接的に物資やサービスを購入するために使用することはできないが、よその国と使用可能な

外貨と交換することはできる。

通常、いずれの国も赤字や準備資産が減少した場合にだけ、SDR を引出すべきであって、その SDR 配分額の平均 70 パーセントだけが使用可能なのである。使用額が 70 パーセントを超えた場合には、それに続く年度における引出し額を減少しなければならず、70 パーセント枠に戻るようによその国から SDR を買い戻さなければならないことがある。

加盟国はすべて IMF が要求する場合には、SDR と交換に自国の通貨を提供する義務を負っている。しかしその総保有量が最初の配分額の 300 パーセントを超えた場合には、それ以上の SDR を受領するのを拒むことができる。

比較のため掲げておくと、西欧に保有されている金準備の総額は 390 億ドルである。公的準備として保有されているドルは 158 億ドルであり、IMF 拠出額の総額は 212 億ドルであって、恐らく 282 億ドルまで増加するであろう。SDR の第 1 次配分額は 3 年間で 95 億ドルに達する。